



平成29年度から 県内すべての市町村において 個人住民税の特別徴収義務者の 一斉指定を実施する予定です。



「従業員の所得税は給与から源泉徴収しているけど、個人住民税は天引きしていない」ということはありませんか？ 沖縄県と県内41市町村は、平成29年度までにすべての事業主（給与支払者）が特別徴収へ移行するよう取り組みを行っています。特別徴収を実施していない事業主の皆さんは、手続きをお願いします。



個人住民税の特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入する制度です。

事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について個人住民税を特別徴収する必要があります。

【従業員の皆さまへ】

- 毎月、給料から天引きされるため納め忘れがありません。
- 一人ひとりが毎期ごとに金融機関に向く手間を省くことができます。
- 1年分の税額を12回に分けるため、1回あたりの納付額が少なくなります。（普通徴収は年4回）



お問い合わせ先

税務課 市民税係
☎ 893-4411 (内線 225~228)

【事業主の皆さまへ】

- 所得税と異なり、税額計算や年末調整の必要はありません。
- 従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回にすることができます（納期の特例）。



参加してみませんか？ 不動産・動産の公売

市では、市税の滞納処分のため下記の不動産・動産などを公売予定です。

1. 沖縄県と市町村の自動車等合同公売
公売日 12月13日(火) 場所 公売下見会は県民広場(差押えた自動車等を展示)、公売は県庁14階会議室にて実施
2. 沖縄県と中部市町村の動産合同公売【予定】
公売日 平成29年1月20日(金)
場所 イオンモール沖縄ライカム 3F イオンホール
3. 宜野湾市不動産単独公売【予定】
公売日 平成29年1月31日(火) 場所 宜野湾市役所

番号	種別	地番等	見積価額
1	土地	宜野湾市我如古3丁目894番3、894番5	980万円
2	土地	宜野湾市真栄原1丁目311番1	315万円
3	土地	宜野湾市長田3丁目476番6の土地	評定中

- ・ 物件は現時点での予定です。追加、取下げ、変更する場合があります。
- ・ 物件の概要、面積、地図等の詳細については、市ホームページでご確認ください。

問合せ 納税課 ☎ 893-4411 内線 251・258・259

国税庁の公売

国税では、差し押さえた財産を広く不特定多数の買受希望者を募り売却する「公売」を実施しており、原則としてどなたでも参加できます。公売は、各国税局・税務署の公売会場まで足を運んでいただき、入札書をご提出いただく方法のほか、自宅のパソコンやスマートフォンなどで入札する「インターネット公売」に参加する方法があります。

問合せ 沖縄国税事務所
☎ 867-3601 (内線 437) または
国税庁ホームページ【公売情報】
(www.koubai.nta.go.jp) まで